

信用事業強化計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の
再編及び強化に関する法律附則第8条第1項)

平成 25 年 12 月

みやぎ亘理農業協同組合

目次

1	平成 25 年度上半期の概要	
(1)	経営環境	1
(2)	主要勘定の状況（平成 25 年 9 月末時点）	2
(3)	自己資本比率の状況	3
2	農業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	
(1)	農業者に対する信用供与の円滑化のための方策	3
(2)	担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策	7
(3)	東日本大震災の被災者への信用供与の状況	9
(4)	東日本大震災の被災者への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策	11
(5)	その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策	20
3	財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策	
(1)	経営管理体制	22
(2)	業務執行に対する監査または監督の体制	22
(3)	与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針	23

1 平成 25 年度上半期の概要

(1) 経営環境

平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災（以下、「震災」という。）により、当組合管内（亘理町、山元町の 2 町）においては、津波による農地への浸水被害が農地面積の 8 割弱にのぼるなど基幹産業である農業をはじめ、常磐線や国道 6 号線等の主要交通網など様々な社会・生活インフラが、過去に類を見ない甚大な被害を受けました。

亘理町、山元町とも復興計画は、平成 23 年 12 月に各議会で最終案が決定し、計画に則って当組合管内の復旧・復興に向けた各種事業への対応を継続しております。

農地復旧にかかる事業については、水稻が概ね計画通りに進み、復旧が遅れていた管内特産品のいちごについても、平成 25 年度の栽培面積は前年度比で 2.3 倍と大幅に拡大しました。

危険区域居住者の移転にかかる防災集団移転促進事業（以下、「防集事業」という。）につきましては、地域ごとに進捗状況に幅はあるものの、一部居住区については平成 26 年 4 月からの分譲が可能な状況となっています。

震災による復興需要から、住宅着工件数は前年度を上回るペースで推移しており、防集事業が本格化する来年度以降も高水準を維持するものと思われま

す。また、常磐線は亘理町にある亘理駅とその南隣りの浜吉田駅間が平成 25 年 3 月に開通しましたが、山元町にある山下駅、坂元駅の区間は依然不通となっています。山元町は、減少幅は緩やかになっているものの、若年層を中心に人口流出が続き、不通区間の開通にも、なお時間がかかる見込みであることから、同町の人口の推移については注視していく必要があります。

そのような状況の下、当組合は、農業者に対する信用供与の円滑化と、被災者支援をはじめとする被災地域の復興に資する方策の実践に努め、総力をあげて本信用事業強化計画に基づいた様々な施策に鋭意取り組んでおります。

(2) 主要勘定の状況(平成 25 年 9 月末時点)

a 貸出金残高

貸出金残高（末残）は、前期末比 381 百万円増加の 5,286 百万円となりました。

農業関連貸出は、営農再開等に伴う農業資金を実行した一方で、約定償還等により、前期末並みの 658 百万円となりました。

その他事業向け資金は、貯金担保貸出の利用増により、前期末比 38 百万円増加の 1,023 百万円となりました。

住宅ローンは、住宅再建需要へ積極的に対応した結果、前期末比 355 百万円増加の 3,177 百万円となりました。

その他生活関連資金は、約定償還があったものの、マイカーローンの実行等により、前期末比 2 百万円増加の 260 百万円となりました。

地方公共団体等向け貸出は、約定償還により、前期末比 13 百万円減少の 168 百万円となりました。

b 貯金残高

貯金残高（末残）は、公金貯金の増加を主因に、前期末比 6,104 百万円増加の 73,556 百万円となりました。

平成 25 年度上半期中の個人貯金の動向としては、営農再開や住宅建設等にかかる取り崩しが続いております。

公金貯金は、行政の貯金が一時的に増加したため、前期末比 9,000 百万円増加の 15,130 百万円となりました。

<主要勘定の推移>

(単位：百万円)

	平成24年	平成25年	平成25年	前期末比	前年同月比
	9月末	3月末	9月末		
貯金	63,385	67,452	73,556	6,104	10,171
貸出金	5,177	4,905	5,286	381	109
農業関連	743	659	658	▲ 1	▲ 85
その他事業向け	1,115	985	1,023	38	▲ 92
住宅ローン	2,857	2,822	3,177	355	320
その他生活関連	245	258	260	2	15
地公体等	217	181	168	▲ 13	▲ 49

(3) 自己資本比率の状況

平成 25 年 9 月末現在の単体自己資本比率は、貯金の増加によるリスクアセット増要因により、平成 25 年 3 月末比 1.33 ポイント下落し、19.29%となりました。

平成 24 年 3 月の優先出資 1,860 百万円の発行による資本支援により自己資本比率は高い水準を確保しており、引き続き、震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えております。

(単体自己資本比率の推移)

平成 24 年 9 月末	平成 25 年 3 月末	平成 25 年 9 月末
19.83%	20.62%	19.29%

(注) 平成 25 年 9 月末の単体自己資本比率(推計値)は、平成 25 年 9 月末のオペレーショナルリスク相当額、および平成 25 年 9 月末の自己資本額・信用リスク・アセット額(推計値)に基づき算出しています。なお、平成 25 年 9 月末の信用リスク・アセット額(推計値)の算出にあたって、一部の項目については平成 25 年 9 月末の額を使用しています。

2 農業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 農業者に対する信用供与の円滑化のための方策

a 農業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

当組合は、農業者に対する信用供与の円滑化を適切に推進するため体制を整備し、組合員からの様々なニーズに応えられるよう取り組んでおります。

(a) 全組合員への訪問活動

全組合員への職員による一斉訪問として取り組んでいる「訪問の日」については震災直後の平成 23 年 4 月から再開し、以降毎月実施しております。平成 25 年度は 5,166 戸(平成 25 年 3 月末の全組合員のうち他地域へ避難している組合員等を除く。)の組合員を対象に実施しております。

組合員への毎月の訪問により、組合員の状況を常時把握するとともに、当組合からの広報誌配布、連絡事項伝達等を行っております。また、訪問を行うなかで、組合員から農業技術指導、資材注文等の要望を受けた場合は担当部署に連絡し迅速に対応いたしております。

25 年度についても、農業融資、住宅ローン等の相談に加え、稲作等にかかる具体的な営農指導依頼や、共済にかかる各種問い合わせを受けており、組合員

とのより密接な関係構築に努めております。

今後も「訪問の日」の活動を通じて、地域農業者のメインバンクとして、地元密着型の営業スタイルを継続し、組合員の営農から生活面に至るまで、網羅的な状況・ニーズ把握に努めてまいります。

(b) 震災相談窓口担当者の配置

平成 23 年 3 月に本所及び 6 支所全てに震災相談窓口担当者(8 名)を配置し、被災した組合員からの相談に対応しております。さらに、平成 24 年 10 月に本所金融課に設置したローン相談班 2 名(融資専任渉外担当)を加えた 10 名の担当者により、融資に限らず営農から生活に関する全ての相談について対応を行っており、平成 25 年 4 月から 11 月末までに、209 件の相談を受け付けております。

今後は、防集事業の本格化により、住宅再建やこれに伴う住宅ローン等の相談が引き続き想定されます。また営農関連についても、来年度営農再開を予定している者を中心に、いちご団地で採用される高設ベンチでの栽培技術や各種設備の使用方法、農業資材購入にかかる資金需要等が見込まれます。

よって、当組合では、組合員・利用者のこれらのニーズを的確に把握し、引き続き組合員が期待するサービスを提供してまいります。

〈震災相談窓口の相談内容内訳〉					
相談内容	相談/対応済	震災以降	H24/4	H25/4	H25/10
		~H24/3	~H25/3	~H25/9	~H25/11
新規融資	相談件数	93	196	148	54
	対応済件数	93	170	111	41
既往債務の条件変更	相談件数	43	4	0	0
	対応済件数	43	4	0	0
その他	相談件数	11	15	7	0
	対応済件数	11	15	7	0
合計	相談件数	147	215	155	54
	対応済件数	147	189	118	41

(c) 震災相談サポート班の設置

本所金融課に平成 23 年 11 月から「震災相談サポート班(課長 1 名、担当 1 名)」を設置し、震災相談窓口担当者のサポートや営農再開に活用できる町の補助事業、各種公的資金制度の紹介等(営農再開に必要な農地取得のための資金、中古の施設等購入のための資金等)を行っております。

これまで、支所の震災相談窓口で受け付けた案件について、債務者の状況から、営農再開に必要な農業用施設・農機具取得のための設備資金を対応する「農林漁業施設資金」や、被災農業者の長期運転資金・借換資金を対応する「農業

経営基盤強化資金」等の対応が可能な公庫資金の詳細な説明や震災相談窓口担当者からの照会への対応を行うなどのサポートを行いました。

なお、震災相談サポート班においては、震災相談窓口担当者が受け付けた全ての相談内容を取りまとめて信用担当常勤理事まで報告のうえ、金融共済課長会議・業務会議で進捗管理を行うことにより、受け付けた相談の対応もれ等が発生しないよう取り組んでおります。

(d) 融資説明会の開催

当組合管内では、営農再開に向けた農業用資材の取得、住宅の取得・修復、自動車・農機の購入などの事業・生活基盤に必要な資金ニーズ、及び営農再開により安定した収入が確保できるようになるまでの間の生活資金ニーズが引き続きあります。

このような資金ニーズを踏まえ、問い合わせの多い無担保・無保証の資金にかかる説明を中心に日本政策金融公庫資金・農業近代化資金・当組合独自資金等について、本所会議室、各支所において基本的に1ヶ月に2回（原則毎月第一木曜日、第四日曜日）説明・相談会を開催しております。

平成25年4月から11月末までに、14回の説明・相談会を開催し、延べ40名が参加しました。なお、各支所窓口では随時資金相談を実施しております。

(e) 当組合からの資金ニーズ掘り起こし活動

当組合管内では、震災により農地の流失と共に住宅を被災した組合員が多く、被害棟数は1,652棟に上ります。営農再開に向けた準備等で忙しい組合員も多く、こういった組合員等を対象に、平成25年6月23日に無料の住宅展示場見学会バスツアーを開催、参加者は10組14名となりました。

また、組合員等への直接のアプローチ以外にも、地元の建設業・工務店との情報交換や、JAバンク宮城ローンセンターとの定期的な打合せを通して、住宅ローンニーズの把握に努め、実際に複数のローン取引につながっております。

今後も防集事業の本格化に伴い、新たな住宅ローンニーズによる取引拡大効果が期待できることから、組合員等からの相談を待つだけではなく、当組合から積極的に働きかけることで資金ニーズを掘り起こしていく活動を継続していくこととしております。

b 信用供与の実施状況を検証するための体制

当組合では、農業者に対する信用供与の実施状況を検証するにあたり、定期的かつ階層別に情報を共有し、進捗管理しております。

(a) 金融共済課長会議での進捗管理

農業融資及び復興支援を積極的に推進するにあたり、担当理事、本所・各支

所の担当部課長が参画のうえ、金融共済課長会議を原則毎月開催しております。

会議においては、貸出金・貯金等の計数計画にかかる報告が担当課長から行われ、各支所の進捗状況について本支所間での共有化を図ります。進捗状況の分析・課題をもとに、管内の農地復興等農業情勢及び住宅建設状況等も踏まえ、組合員・利用者が必要とする資金対応等について検討し、必要に応じて本所の企画等に反映させることとしております。

平成24年5月から毎月開催し、平成25年4月から11月末までに8回開催いたしました。

(b) 信用事業強化計画等検討会議（常勤理事、部長、支所長、及び、県下JAグループ）による進捗管理

信用事業強化計画の取組みにかかる進捗状況の管理・検討については、平成24年4月に制定の「JAみやぎ互理信用事業強化計画等検討会議設置要領」に基づき実施しております。「信用事業強化計画等検討会議」（以下、「月次検討会議」という。）は、当組合からは組合長以下常勤理事、常勤監事、本所総務部長、営農部長、金融部長、共済部長、経営支援担当部長、内部監査室長、6支所の各支所長（四半期ごと）が参加、当組合以外からはJA宮城中央会、農林中央金庫仙台支店、JA全農みやぎ、JA共済連宮城が参画する月次の検討会議です。

月次検討会議は、平成25年4月から11月末までに8回開催しました。

また、本会議では、参画する県内JAグループからのアドバイス等を受けるとともに、当組合の課題を共有化し、ともに解決策の検討をしております。

例えば、仮設住宅に居住している各地区の組合員の動向を確認し、今後増加が予想される防集事業における住宅ローン需要については、JA自身の取り組みの他に、JAバンク宮城ローンセンターからの案件紹介や、各種PRの展開など、農林中央金庫が県域で企画する施策を有効活用するよう本会議で提案を受けております。

(c) 理事会での進捗管理

理事会は、四半期ごとに月次検討会議から信用事業強化計画の取組状況の報告を受け、計画の進捗状況を管理・検証し、復興状況に応じた施策を検討するとともに、必要に応じて実施事項の改善を月次検討会議に指示しております。

平成25年8月29日の理事会においては、平成25年度第一四半期の進捗実績について報告を受けるとともに、防集事業の本格化に備えた住宅ローン推進など信用事業量の維持・確保や、いちご団地の拡張、新選果場稼働に伴ういちごの収量・品質確保に向けた今後の取り組み方向についての指示を行いました。

(2) 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

a 不動産担保又は個人保証に過度に依存しない融資の促進

当組合では、震災前から個人からの連帯保証を求めない融資の枠組みを採用してきたことから、個人保証に過度に依存しない融資を従来から行っております。

平成 25 年 4 月から 11 月末までの間、当組合独自資金である「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金」、「JA 住宅ローン」、「JA マイカーローン」等の推進、借入相談に積極的に取り組み、116 件、1,062 百万円 の機関保証付貸付等に対応しました。

引き続き、担保・保証人が不要の震災特例融資である「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金（無担保、機関保証）」に加え、農業近代化資金、日本政策金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金（無担保、無保証、無利子）」を活用して農業資金の対応をまいります。

<担保、保証に依存しない貸出実績(平成25年11月末)>

(単位:件,百万円)

資金名		震災以降	H24/4	H25/4	H25/10	
		~H24/3	~H25/3	~H25/9	~H25/11	
事業資金	件数	25	45	11	6	
	金額	127	389	46	42	
	東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(*)	件数	7	8	3	1
		金額	24	15	6	5
	農林漁業セーフティネット資金	件数	10	22	6	2
		金額	56	208	32	8
	農林漁業施設資金	件数	4	5	0	0
		金額	31	27	0	0
	経営体育成強化資金	件数	0	1	1	0
		金額	0	36	5	0
	農業経営基盤強化資金	件数	4	4	0	1
		金額	16	57	0	24
	農業経営負担軽減支援資金	件数	0	2	0	0
		金額	0	40	0	0
農機ハウス資金	件数	0	3	1	2	
	金額	0	6	3	5	
生活資金	件数	68	75	72	27	
	金額	177	512	696	278	
	東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(*)	件数	7	5	3	1
		金額	20	23	12	4
	災害復興住宅融資	件数	0	1	0	0
		金額	0	5	0	0
	住宅ローン	件数	5	24	34	11
		金額	74	424	632	252
	マイカーローン	件数	55	40	35	11
		金額	82	55	52	18
	教育ローン	件数	1	5	0	4
		金額	1	5	0	4
	合計	件数	93	120	83	33
		金額	304	901	742	320

(*)当資金は事業資金・生活資金とも対応できる。

b 出資の機会の提供

震災・原発災害を機に農地等を集積し、大規模化・法人化を目指す動向も注目されており、こうした管内の営農形態の動向・変化等を把握しながら、出資受入れによる財務安定化等のニーズにも応えるべく、アグリビジネス投資育成㈱(*)による出資等、官民の各種ファンドの活用について、農林中央金庫仙台支店とも連携のうえ、出資受入れに関心を示す者に対し、適切に紹介・提案等を行っております。

平成25年4月から、複数の農業法人向けに農林中央金庫仙台支店と同行訪問のうえ、出資等にかかるニーズヒアリングを実施しており、11月末までアグリビジネス投資育成㈱等への紹介実績はありませんが、今後とも定期的に情報交換することで、管内の農業法人への対応を継続していくこととしています。

(*) アグリビジネス投資育成㈱とは、農業法人の発展をサポートするため、J Aグループと㈱日本政策金融公庫の出資により設立され、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づく投資育成事業計画の農林水産大臣承認を受けた機関です。

(3) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況

a 被災者向け条件変更等の対応状況

被災者向け条件変更等の対応状況については、平成 25 年 4 月から 11 月末までに被災した農業者から、条件変更の要請はありませんでした。

これまでに条件変更等を行った案件のうち、38 件、271 百万円は返済再開、9 件、68 百万円は繰上償還し、被災を要因とする返済猶予中の案件はゼロとなりました。

今後も営農再開が遅れている債務者がいることから、引き続き申し込みを受け付けた全ての案件に対して、被災者等の経営改善に向けた自助努力を最大限支援しつつ適切に対応してまいります。

個人版私的整理ガイドラインにかかる相談については、平成 25 年 4 月から 11 月末までに、申請の受け付けはありませんでしたが、震災以降、合計 2 件の正式な申し出を受け付け、2 件とも債務整理に向けた手続きが完了しております。引き続き個人版私的整理ガイドラインの申請につきましては、組合員・利用者の状況を鑑みて適切に対応してまいります。

<資金別条件変更の実行(平成25年11月末)>

(単位:件,百万円)

		震災以降	H24/4	H25/4	H25/10	
		~H24/3	~H25/3	~H25/9	~H25/11	
農業資金	返済猶予及び期限延長	件数	16	2	0	0
		金額	76	3	0	0
	返済猶予のみ	件数	2	0	0	0
		金額	7	0	0	0
	小計	件数	18	2	0	0
		金額	83	3	0	0
住宅ローン	返済猶予及び期限延長	件数	4	2	0	0
		金額	54	11	0	0
	返済猶予のみ	件数	17	0	0	0
		金額	183	0	0	0
	小計	件数	21	2	0	0
		金額	237	11	0	0
その他	返済猶予及び期限延長	件数	3	0	0	0
		金額	3	0	0	0
	返済猶予のみ	件数	1	0	0	0
		金額	2	0	0	0
	小計	件数	4	0	0	0
		金額	5	0	0	0
合計	件数	43	4	0	0	
	金額	325	14	0	0	

<条件変更対応案件の状況(平成25年11月末時点)>

(単位:件,百万円)

	受付件数	対応件数	金額
合計	47	47	339
条件変更後返済再開	38	38	271
繰上償還	9	9	68
返済猶予中	0	0	0
個人版私的整理ガイドライン※	2	2	22

b 被災者向け新規実行

被災者向け新規実行は、平成25年4月から11月末までの間で、153件・1,122百万円となっております。

農業資金の新規実行案件のなかで具体的なニーズとして多かったのは、農地浸水により生産を中断せざるをえなかった農業者が営農再開する際の、農機、生産資材購入に伴う運転資金の対応があげられます。これらの資金ニーズに対して、最長18年間無利息・運転資金への適用が可能な公庫資金、及び、審査が早く優遇金利を適用した「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(当組合独自資金)」の積極的な活用を進めております。

生活資金については、流失・損壊した自宅の再建・補修及び流失した自動車購入のための資金ニーズがありました。これらについては、平成24年4月1日から住宅ローン、リフォームローン、自動車ローン、教育ローンを対象として5年間最大0.5%の利子補給を農林中央金庫が行う「東日本大震災復興支援ローン」や生活資金の対応も可能な「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(当組合独自資金)」を引き続き積極的に活用しております。

(4) 東日本大震災の被災地への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策

a 金融面の対策

(a) 既往債務の対策

当組合では、震災の影響を受けた債権について、被災債務者への訪問等を通じて、近況等を把握するとともに、適切な相談機能の発揮に取り組んでおります。

その中で、既往債務の償還が困難となっている債務者に対しては、債務者の状況に応じて次のような対策を行っております。

被災した既往債務を有する農業者が一時的に収益が悪化した場合、既往債務の償還条件緩和(条件変更)を行っております。

一時的な収益悪化であっても償還条件緩和では対応が不足する場合は、日本政策金融公庫や宮城県農業信用基金協会と連携のうえ、負債整理資金(経営体育成強化資金:公庫資金、農業経営負担軽減支援資金:農業信用基金協会保証による当組合融資の県利子補給資金)の対応を検討いたします。併せて、経営改善計画策定の支援として、農業関連の債務整理のサポートや計画上の返済や期限などについてアドバイス等を行うとともに、計画策定後のフォローアップとして、四半期ごとに本所金融課・支所双方で各債務者の進捗状況の認識共有を図り、必要に応じた対策を実施しております。

また、二重債務問題の対応が必要な場合、個人版私的整理ガイドラインや宮城産業復興機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構の活用をすることとしております。平成25年11月までで実績はありませんが、本所金融課が支所に配置されている震災相談窓口担当者をサポートし、利用者からの相談に一元的に対応できるよう体制を整備しております。今後、防集事業による住宅移転が本格化していくなか、当組合震災相談窓口へ各種問い合わせ・相談が寄せられることも予想されるため、組合員・利用者の希望を踏まえ、適切に対応してまいります。

(b) 農業者等事業者の新規資金及び生活資金需要への対応

農業者等事業者の復興に向けての施設復旧や設備投資のための資金需要については、関係機関と連携し、無担保・無保証・最長18年間無利息の「農林漁業セーフティネット資金」等各種公的資金制度の活用のほか、JAバンク利子助成によるJA農業関係資金、審査期間が短いことなどから迅速な対応が可能な当組合独自資金である「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金」（農業資金向け）等を積極的に推進いたしました。

平成25年4月から11月末までの融資実績は、日本政策金融公庫原資の「農林漁業セーフティネット資金」9件（39百万円）が最も多く、次いで「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金」（農業資金向け）が4件（11百万円）となっています。

(c) 生活資金の新規資金需要への対応

住宅再建や補修等のニーズに対しては、平成24年4月1日から5年間最大0.5%の利子補給を農林中央金庫が行う「東日本大震災復興支援ローン」を提案いたしました。また、JA資金を原資とする「東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金」（生活資金向け）やマイカー購入及び生活再建のための資金についても、優遇金利を適用のうえ推進を行いました。

平成25年4月から11月末までの融資実績は、東日本大震災復興支援ローンである「JA住宅ローン」が45件（884百万円）と最も多く、次いで「JAマイカーローン」が46件（70百万円）となっています。

とりわけ、住宅ローンについては、平成24年10月に金融課にローン相談班として2名を配置し、資金ニーズに適切に対応するための体制を強化した結果、前年度を大きく上回る実績となっており、体制整備強化の効果が着実に出ています。

また、亘理町の防集事業においては、平成26年4月から宅地の分譲が本格的に開始される見込みであることから、農林中央金庫の利子補給を活用した優遇金利の復興支援ローンを積極的に推進し、更なる事業量の維持・確保に向けて取り組んでまいります。

<新規実行実績(平成25年11月末)>

(単位:件,百万円)

資金名		震災以降	H24/4	H25/4	H25/10	
		~H24/3	~H25/3	~H25/9	~H25/11	
事業資金	件数	25	45	11	6	
	金額	127	389	46	42	
	東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(*)	件数	7	8	3	1
		金額	24	15	6	5
	農林漁業セーフティネット資金	件数	10	22	6	2
		金額	56	208	32	8
	農林漁業施設資金	件数	4	5	0	0
		金額	31	27	0	0
	経営体育成強化資金	件数	0	1	1	0
		金額	0	36	5	0
	農業経営基盤強化資金	件数	4	4	0	1
		金額	16	57	0	24
	農業経営負担軽減支援資金	件数	0	2	0	0
		金額	0	40	0	0
	農機ハウス資金	件数	0	3	1	2
金額		0	6	3	5	
生活資金	件数	68	75	72	27	
	金額	177	512	696	278	
	東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(*)	件数	7	5	3	1
		金額	20	23	12	4
	災害復興住宅融資	件数	0	1	0	0
		金額	0	5	0	0
	住宅ローン	件数	5	24	34	11
		金額	74	424	632	252
	マイカーローン	件数	55	40	35	11
		金額	82	55	52	18
	教育ローン	件数	1	5	0	4
		金額	1	5	0	4
	その他資金	件数	86	84	27	10
		金額	83	122	37	23
	合計	件数	179	204	110	43
金額		387	1,023	779	343	

(*)当資金は事業資金・生活資金とも対応できる。

<震災対応資金別 新規貸出実績(震災後から平成25年11月末)>

(単位:件,百万円)

資金等	内容	取扱開始日	累計実績	
			件数	金額
制度資金の震災特例融資の取扱	制度資金の震災特例融資の取扱 震災による直接・間接被害に対する資金。			
農業近代化資金	被災農業者の運転・設備資金で末端金利最長18年間0%、無担保・無保証料。融資機関は当組合。	平成23年 5月2日	0	0
農業経営負担軽減支援資金	被災農業者の負債整理資金で末端金利最長18年間0%、無担保・無保証料。融資機関は当組合。		2	40
農林漁業セーフティネット資金	被災農業者の運転資金で末端金利最長18年間0%。無担保・無保証。融資機関は公庫(当組合にて取扱)。		40	304
農林漁業施設資金	被災した農業用施設・農機具取得のための設備資金で、末端金利最長18年間0%。無担保・無保証。融資機関は公庫(当組合にて取扱)。		9	58
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	被災農業者の設備・長期運転・借換資金で末端金利最長18年間0%。無担保・無保証。融資機関は公庫(当組合にて取扱)。		9	97
経営体育成強化資金	被災農業者への経営改善のための資金で、末端金利最長18年間0%。無担保・無保証。融資機関は公庫(当組合にて取扱)。		2	41
災害復興住宅融資	被災者が住宅再建を行う際、当初5年間無利子、元金据置期間5年。融資期間は住宅機構(当組合にて取扱)。		1	5
復興対策資金の取扱	震災被害に対して新設した資金。			
東北地方太平洋沖地震災害復旧支援資金(当組合独自資金)(農業・生活資金計)	被災農業者向け農業資金・住宅修復資金・生活応援資金。優遇保証料率による基金協会保証。農業資金の場合利子助成1.0%(農中0.5%、JAグループ0.5%)・10年間	平成23年 4月1日	35	109
罹災型特別金利の取扱	震災被害に対して既往資金に当組合優遇金利を適用した資金。(平成24年4月以降は復興ローンとして農中の利子助成0.5%が追加適用となった)			
JA農機ハウスローン	被災農業者への農機等取得のための設備資金。利子助成農中1.0%・3年間	平成23年 5月2日※	6	14
JAマイカーローン	自動車を流した被災者向け自動車購入資金。協同住宅ローン・ジャックス・基金協会保証。利子補給農中0.5%・5年間および当組合による優遇金利適用。	平成23年 5月2日※	141	207
JA住宅ローンとくとくプラン	被災者向け住宅新築購入・住宅修復資金。協同住宅ローンもしくは基金協会保証。利子補給農中0.5%・5年間および当組合による優遇金利適用。	平成23年 9月1日	74	1,382
JA教育ローン	被災者向け授業料等教育資金。協同住宅ローン・ジャックス・基金協会保証。利子補給農中0.5%・5年間および当組合による優遇金利適用。	平成23年 5月2日※	10	10

※平成24年4月1日から農林中央金庫利子補給

【事例1】 営農再開にあたり、将来の規模拡大も志向する稲作農家向け運転資金対応(農林漁業セーフティネット資金)

稲作主体の組合員農家が津波により被災した作付農地が復旧し、営農再開の見通しが立ちました。当組合が開催する融資相談会において、将来の経営規模拡大も見据え、営農再開にあたっての農機等設備購入を考えたいとの相談を受けたことから、無利子で手当てできる「農林漁業セーフティネット資金」の提

案を行いました。

<農林漁業セーフティネット資金の対応内容>

- | | |
|------|----------|
| ① 金額 | 5,000 千円 |
| ② 期間 | 10 年 |
| ③ 金利 | 0% |
| ④ 担保 | 無担保 |
| ⑤ 保証 | 無保証 |

【事例 2】 震災により住宅が全壊した管内住民向け住宅建設資金対応（J A住宅ローン）

震災により自宅を喪失した地域住民が、当組合が主催する住宅ローン相談会に来場され、住宅再建に向けた借入の問い合わせがありました。これまで、当組合との取引はありませんでしたが、先方のニーズを踏まえた提案を心掛けた結果、「J A住宅ローン」にて対応することとなり、当組合との取引を開始することができました。

< J A住宅ローンの対応内容 >

- | | |
|------|--|
| ① 金額 | 30,000 千円 |
| ② 期間 | 30 年 |
| ③ 金利 | 0.725% 10 年固定（農林中金▲0.5%適用後）
11 年目以降固定または変動金利を選択 |
| ④担保 | 宅地建物担保 |
| ⑤保証 | 協同住宅ローン |

b 人材育成と活用

被災地域において農業者をはじめとする組合員・利用者からの相談に的確に対応し、様々なニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識を活かせる人材の育成を図るため、研修受講や資格取得を奨励しております。

研修については、県内 J A 系統グループの研修施設である J A 学園において開催される J A 宮城中央会主催の外部研修の受講や、当組合が独自で開催している貯金・融資等の内部研修・勉強会への参加を各支所へ促しております。

資格取得については、農業再開・農地集積化に伴う資金ニーズや、復旧・復興にあわせた営農品目の多様化が見込まれることから、J A バンク 農業金融プランナーの資格取得を推奨しております。

また、住宅再建等にあわせ土地・建物取引や生活設計にかかる相談の増加も見込まれることから、F P、年金アドバイザー、宅地建物取引主任者について

の資格取得にも積極的に取り組んでおります。

平成 25 年度上期は、職員 2 名が新たに F P 資格を取得いたしました。

＜推奨資格取得者数（ ）内は平成 25 年度上期取得者数＞

資格名	取得者数
農業金融プランナー	4 名
FP	10 名(2 名)
年金アドバイザー・年金実務	4 名
宅地建物取引主任者	5 名

また、組合員・利用者のニーズ把握については、各窓口担当者のセールス技法のレベルアップが欠かせないという認識のもと、窓口ロールプレイング大会を当組合としては初めて企画し、平成 25 年 8 月 31 日に開催いたしました。

c 地域の復興計画策定への参画

当組合長は、亘理町においては亘理町復興会議に委員として復興計画策定に参画し、山元町においては住民・関係団体委員として復興計画策定に参画しており、両町とも平成 23 年 12 月に復興計画が策定されています。両町の復興計画において、農地の復旧・再生にかかる事業は概ね平成 27・28 年度までに終了するものとされ、現在、各事業が取り組まれております。

具体的な事例としては、亘理町では県による「農山漁村地域復興基盤総合整備事業」において、町・土地改良区・当組合によって町内 7 地区の圃場整備にかかる推進協議会を設立し、今後、地権者との調整、担い手の選定等について協議を行うこととしております。

d 被災地域の復興支援にかかる取組み

(a) いちご栽培復興への取組状況

いちご栽培地は、震災により、約 95%に相当する 91ha が津波の被害を受けました。被害を受けた既往栽培地では、津波による浸水の影響で地下水の塩分濃度が高くなった影響から、従来の土耕栽培での復旧が困難となり、亘理町・山元町の両町においては、「高設ベンチによる養液栽培」を活用した「いちご団地」の造成による新たな栽培地を確保することとなりました。

当組合は、震災直後からいちご栽培復興を最優先課題として取り組んでおり、両町、土地改良区と連携して栽培地の確保、ハウス建設等のスケジュール策定や作業者の調整を行った結果、今年度は新たに 35ha の栽培地を完備し、全体で 61ha まで復旧しました。なお、いちご団地の整備が完了する平成 27 年度までに、70ha の栽培地を確保できる見通しです。

また、震災前と同様の品質と収量の確保が必要との認識のもと、「高設ベンチによる養液栽培」の技術指導等を国および県改良普及センター等と連携して行い、9月中にいちご苗の定植が完了しました。

また、平成25年10月に、町の事業として、いちご団地内にいちご選果場（集出荷施設）が整備され、当組合が選果場の運営を担うことになっております。震災前は6箇所にあった選果場を1か所に集約することにより管内全体の生産量を一元的に把握するとともに、集出荷の効率化と市場ニーズへの柔軟な対応が可能となり、「仙台いちご」の市場で確実なシェア回復と有利販売が実現するものと考えております。

<管内いちご栽培地の復興見通し>

(単位:ha)

	平成22年度 (震災前)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度	平成26年度	平成27年度 以降
既往栽培地(=被災していない栽培地)	96	5	5	5	5	5
被災した栽培地のうち復旧【累計】	0	10	16	16	24	24
新たな栽培地(いちご団地等)【累計】	0	5	5	40	41	41
栽培地合計	96	20	26	61	70	70

(b) 農業復旧の取組状況

当組合では、所管地域の農地面積のうち浸水被害にあった面積が78.3%と県内でも高いことから、当地ブランドのいちごと当地主要農産品である水稲の耕作地早期復旧と営農再開に主眼を置き、取り組んでおります。

① 亘理郡農業振興公社の活用

休眠状態だった亘理郡農業振興公社については、当組合(30%)、亘理町(30%)、山元町(30%)、土地改良区(10%)が出資し、平成23年10月に再立上げいたしました。当組合から2名の職員を派遣し、水田営農再開者や被災地近隣の農業者等の土地利用調整により、被災農業者の営農再開に向けた取組みを支援しております。

② 農地復旧と被災農家への対応

亘理町及び山元町では被災農家等1,370名を構成員とする地域(農業)復興組合が、圃場の瓦礫撤去・除草・排水対策等について従事することで、水田等農地の早期復旧と農家所得確保の両立を図っており、当組合は復興組合の管理運営の支援を行っております。

また、除塩については、町等行政機関や当組合が参加する除塩工事定例会（除塩工事にかかるスケジュール等進捗管理、被災地ごとの適切な除塩対応などの検討）が週次で開催されており、当組合はこの定例会へ毎回参加し、町等関係機関との連携を図り、農地復旧の支援を行っております。

この様な取組みを行った結果、平成 25 年度は 916ha の瓦礫撤去等を経て、震災前の水田面積比 77.0%に相当する 3,313ha まで復旧しました。

以上のような、水田復旧への取組みが進められるなか、当組合は、町、土地改良区と共に圃場整備事業推進協議会等を組成し、水田復旧計画に則って、圃場を確保するため土地所有者への説明・同意取付け、圃場整備等のスケジュール策定や作業者の調整等を行っております。

<管内水田復旧見通し>

(単位：ha)

		平成 22 年度 (震災前)	平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度	平成 27 年度
水田面積		4,300	1,200	2,397	3,313	3,713	3,913
(復旧内 状況)	うち被災なし	4,300	(*1)1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	うち復旧	0	0	1,197	2,113	2,513	2,713
	小 計	4,300	1,200	2,397	3,313	3,713	3,913
(作付・ 転作別)	うち水稲作付面積	2,800	800	1,800	2,200	(*2)2,300	(*2)2,500
	うち転作大豆等	1,500	400	597	1,113	(*2)1,413	(*2)1,413
	小 計	4,300	(*1)1,200	2,397	3,313	3,713	3,913

(*1) 排水設備復旧未了により作付を自粛した約 400ha を含む。

(*2) 平成 26、27 年度は、大規模圃場整備の通年施行により、復旧した作付面積の一部で一時的に作付ができなくなる見通し。表の「転作大豆等」には大規模圃場整備も含む。なお、記載している面積は平成 25 年 11 月時点の概算によるもの。

③ 農地の利用集積と集落実行組合の整備・再編

農地の利用集積については、組合員・利用者を対象に営農継続等意向調査や実行組合等から収集した情報をもとに、農地利用集積円滑化団体である当組合が中心となって調整を行っております。いちご団地造成事業、及び圃場整備事業等の復興計画に基づく取組状況や、町が事業実施主体となる経営再開マスタープラン等を踏まえ、農地の集約化を図るべく対応しております。

水田農業については、圃場の大区画化による低コスト水田農業経営を目指すべく、平成 27 年度を目途に、亘理町では荒浜・吉田・亘理・逢隈の 7 地区約 1,120ha、山元町では坂元・山下で約 350ha の水田の大区画化を進めております。現在の各町における進捗状況としては、亘理町では、個々の耕作者、地権者との調整を図った結果、同意徴収がほぼ終了し、平成 27 年度中の完成を目指し、平成 25 年 12 月より面的工事に着手いたします。山元町については、水田以外の多様な土地活用を検討している東部地区を除く部分については同意徴収が概ね終了し、施工申請が行われました。

今後、広大な管内水田の農地利用集積を進めていくにあたって円滑に業務を実施していくため、平成 24 年 10 月に農地利用集積業務の先進 J A から、1 名の人材派遣を受け、農地集積にかかるノウハウの習得に努めました。

集落実行組合(*)の整備・再編については、管内各地域の集落実行組合が、震災により離散したことなどから、当組合各支所を通じて組合員・利用者の営農継続意向等の意識調査を行い、地域農業復興の基礎となる集落実行組合の整備・再編を図るべく対応を行ってまいりました。しかし、組合員戸数約 5 千戸のうち、当組合管外や管内でも従来居住していた集落とは異なる地区へ定住した組合員が約 300 戸弱、仮設等居住者等一時移転者も 700 戸強と多く、管内の復興状況を見ながら集落実行組合の整備・再編を検討し、当組合としても各組合員の状況、意見を踏まえ、必要なサポートを行うこととしております。

また、復興状況に合わせて、新しい集落実行組合の構想を今後策定してまいります。

(*) 管内集落ごとに組成される農家による組織で、農協と農家をつなぐパイプ的存在です。農作業・農業用機械の共同化、農協への米集荷などもこの組合の単位ごとに行われます。

(5) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

次に掲げる地域経済の活性化に資する方策の実践に努めつつ、被災者からのニーズを的確に把握し、信用供与の円滑化を図ってまいります。

a 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策

(a) 新規就農に対する支援

① 新規就農前

就農前の就農希望者に対して、研修等を行うことで、円滑に就農できるようサポートを行っております。また、新規就農にかかる研修費用の援助を行っている「公益社団法人みやぎ農業振興公社」の紹介や申請のための必要な手続き等について説明を行っております。

新規就農前の同公社からの紹介については、平成25年4月から11月末までで実績はありません。管内の農家・農地が甚大な被害を受け、現在農地は復旧の過程にあり、営農再開を果たせず復興組合で従事しながら農地復旧を待つ農家がいる状況のなか、管内において全くの新規で就農される方はいませんでした。

② 新規就農後

就農間もない農業者に対しては、営農に必要な資金ニーズに対応するため、町の補助事業の紹介や経営体育成強化資金等の各種制度資金の紹介を積極的に行うこととしております。また、特に認定農業者に対しては、各種支援のための相談会を開催しこれらの組合員の意見等を集約するには相応の時間を要するため、営農についての総合的な相談対応を行うこととしています。

(b) 六次産業化に対する支援

農産物等の価値を高め、または新たな価値を生み出すことを目指していくうえで、農業者による事業の多角化、高度化、新たな事業の創出等を行っていく六次産業化の取組みは有意なものと考えられます。当組合は、営農部門を中心に新たに造成されたいちご生産拠点での選果場等の農業用共同利用施設の活用や、管内で生産されるいちご、りんごを当組合農産物加工施設で加工し、それぞれいちごジェラート、りんごジュースとして、Aコープ等で販売するなどの六次産業化支援を行っております。

b 経営に関する相談その他の組合員・利用者に対する支援にかかる機能の強化のための方策

組合員・利用者への相談対応能力向上のため、営農部門の実務を取り仕切るセンター長と課長 20 名を対象に、四半期に一度開催するセンター長・課長会議のなかで経営に関する相談事例等の情報の共有化に取り組んでおります。

津波によりいちごハウス等を流失した農業者からの営農再開にかかる相談に対し、補助事業や各種制度資金の紹介に加え、コスト低減等に向けた技術指導、品質向上のために導入された設備の説明などを行っております。同会議においては、このような具体的に実施したアドバイス等の内容についても情報共有化を全体で図り、ハウス再建から生産開始までの営農活動が滞りなく軌道に乗せられるよう努めております。

c 早期の事業再生に資する方策

これまで農業者に対しては、営農部門が中心となり、農業者の営農技術や、青色申告の記帳等経営管理の向上に向けた指導を行っており、早期の経営再建に向け指導をしております。

今後とも、平成 24 年 5 月から毎月実施している営農と金融の部門間打ち合わせによる連携強化等により、負債整理資金対応先など各種指導を必要とする農業者の経営改善計画の達成等に向けて取組みをサポートしてまいります。

新たに造成されたいちご団地での栽培法については、従来の栽培法より効率的かつ収量の多いとされる「高設ベンチによる養液栽培」の導入を当組合が提案し、営農を再開する農業者等を対象とした技術指導（平成 25 年 4 月から 11 月末までに延べ 22 回実施）や既に高設ベンチ栽培を導入している農家への見学会を経て、「高設ベンチによる養液栽培」の導入が進められました。

引き続き、農業者の経営再建に向けた取組みを実施してまいります。

d 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策

当組合では、信用部門と営農部門が連携のうえ、地域の担い手と目される農業者との関係構築強化を図ることとしており、定期的な訪問活動、信用・営農の各部門の部課長クラスによる月次打合わせを実施しております。このような取り組みのなかで、円滑な事業承継に向けた検討も行っております。

また、当組合は農地利用集積円滑化団体として、組合員からの農地の貸借等にかかる相談を営農部において受けており、農業者ニーズ・地域事情を踏まえた農地の仲介機能を発揮することで、円滑な事業承継に向けたサポートを実施しております。

e 地域や組合員・利用者に対する積極的な情報発信

当組合は、経営状況等についてディスクロージャー誌等により適切に開示するとともに、当組合の地域に対する取組状況についても、ホームページや組合員向け広報誌（農協だより）等を通じて継続的に情報発信しております。

組合員向け広報誌では、当組合での決定事項・催事等についてお知らせしており、平成25年4月から11月末までに、組合員向け広報誌を8回発行し、全組合員を一斉訪問する「訪問の日」に組合員に直接配布しました。

平成25年4月の広報誌においては、同2月に開催された集落座談会で出された組合員からの意見・要望の一部をQ&A形式で掲載し、組合の活動に対する理解醸成と今後の取り組みについての情報発信に努めました。

ホームページでは、ディスクロージャー誌をはじめ、重要なお知らせなどを掲載し、組合員・利用者が必要な時にいつでも当組合の状況を把握できるよう対応しております。

また、平成24年8月から、組合員向けに農産物市況やJAから緊急連絡を行えるメールサービスを開始し、約200名の登録者となっています。

今後も、組合員・利用者の信頼を高めるため、農業をはじめとする地域経済復興への支援策等も含めて、これらの取組みを継続してまいります。

3 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っております。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っております。

信用事業については担当の理事を置くとともに、ガバナンス強化の観点から農業協同組合法第30条に規定する員外の常勤監事(1名)を設置しております。

平成25年4月から11月末までに定例理事会を8回開催し、当組合業務執行にかかる重要事項等の決定を行いました。また、平成25年4月から11月末までに監事会は8回開催、監事監査は2回実施され、理事の決定事項・業務執行状況・当組合保有財産について監査を実施し、監事による牽制機能が果たされているものと認識しております。

(2) 業務執行に対する監査または監督の体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・

改善に努めています。

また、内部監査は、当組合の本所及び6支所全てを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長、代表理事専務及び監事に報告すると共に被監査部門に通知され、監査結果の重要性に応じて被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を四半期ごとに理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長、代表理事専務及び監事に報告し、すみやかに適切な措置を講じています。

(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針

a リスク管理体制

組合員・利用者に安心して当組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要と認識しております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理体制を整備し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めております。

当組合は、今後も上記の管理体制に基づく適切なリスク管理に、引き続き取り組んでまいります。

b 信用リスク管理

(a) 信用リスク管理態勢の現状

当組合は、1件50百万円超の案件を大口案件として、理事会において対応方針を決定しています。

通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。特に、震災の影響を受けた債務者については、十全に状況を把握するよう努めており、引き続き資産自己査定に適切に反映するよう取り組んでまいります。

不良債権については管理・回収方針を毎年4月に見直しのうえ理事会（平成25年4月30日）の決定を受けており、この方針を実践し、資産の健全化に取

り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

(b) 今後の方針（不良債権の適切な管理を含む）

震災の影響が中長期に及ぶことが懸念されることから、当組合は、営農・経済部門や信用部門などの関係部門が連携して、組合員・利用者等への訪問や面談等を適宜行うことを徹底し、債務者の状況把握を継続的に取り組み、早期の情報収集に取り組んでおります。

その状況を適切に踏まえたうえで、ALM委員会において当組合全体の信用リスク状況等を適切に把握・分析するとともに、本支所融資課等が中心となって、債務者の状況等に適した再建支援等に取り組み、不良債権の抑制等に対応しております。その一環として、平成25年8月の定例理事会において、債権健全化促進3カ年計画を策定し、不良債権比率の一層の低減を図ることとしました。

また、四半期ごとに実施する自己査定結果をもとに債権管理委員会を開催して管理を行い、理事会では、信用リスクに関する報告を四半期ごと若しくは必要に応じ随時受け、改善策等を指示するなど適切にリスクを把握・管理しております。

c 市場リスク管理

(a) 市場リスク管理態勢の現状

当組合では、「JAバンク基本方針」に基づき、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止することを基本とし、余裕金の3分の2以上を農林中央金庫に預け入れしております。この預け金以外の資金運用については、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産・負債管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析情報を証券会社から収集のうえ、当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営層で構成するALM委員会を四半期ごとに開催して、運用方針及びリスク管理方針を協議したのち、理事会において決定しております。運用については、毎年4月に理事会にて決定した運用方針（保有は国債と農林債券限定）などに基づいた、余裕金の運用を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかど

うか都度チェックし、リスク量については年に一度モニタリング資料をもとにリスクの確認を行い経営層に報告しております。

(b) 今後の方針

当組合は、今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、市場動向の変化や当組合ポートフォリオ動向等に応じて管理態勢の改善を図るなど、市場リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

d 流動性リスク管理

(a) 流動性リスク管理態勢の現状

当組合では、前述のとおり、余裕金の3分の2以上を農林中央金庫に預け入れしており、全体として高い流動性を確保しております。そのうえで、運用調達について月次で農林中央金庫 仙台支店と協議を行ったうえで資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、預け金以外の資金運用にかかる市場流動性リスクについては投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。なお、現在の運用方針上、保有できる有価証券は、国債と農林債券のみに限定しております。

(b) 今後の方針

当組合は、今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、流動性リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

e オペレーショナル・リスク管理

(a) オペレーショナル・リスク管理態勢の現状

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務等にかかる各種規程の有効性について、内部監査や監事監査において検証するとともに、事故・事務ミスが発生した場合はすみやかに状況を把握して報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めております。

このうち、事務リスクについては、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査（月次）を実施し事務リスクの削減を図っております。さらに、平成25年9月には、「事務リスク管理規程」を制定、顕在化したものだけでなく、潜在的なリスク

についても適正に対応することで、事務の堅確性強化と再発防止に努めることとしました。

また、システムリスクについては、コンピュータシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、システムリスク管理についてのマニュアルを策定しております。

(b) 今後の方針

当組合は、今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、オペレーショナル・リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

以 上